

社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会役員等の  
報酬及び費用弁償に関する規程

平成29年3月24日  
規 程 第 8 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第23条の規定に基づく役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席した時は、別表1により報酬等を支給する。

2 役員等が、会議その他会長の命を受けた職務遂行のため旅行したときは、「湯沢町社会福祉協議会職員等旅費規程」に基づき、旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給は次のとおりとする。

- (1) 年額報酬は、原則として年度末に支給する。
- (2) 費用弁償は、職務終了後に支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成 25 年規程第 1 号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

区 分	報 酬 額	費用弁償額
会 長	年額 360,000 円	
副 会 長	年額 70,000 円	
理 事	年額 30,000 円	
監 事		日額 3,500 円